

# 札幌市医療的ケア児保育モデル事業

札幌市子ども未来局子育て支援部

## ■■■ 1 モデル事業の利用にあたって

札幌市在住の、保護者の就労などにより保育が必要なお子様で、日常的に喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケア※1を必要とし、かつ集団保育が可能なお子様をお預かりする「札幌市医療的ケア児保育モデル事業」を実施します。

通常の保育園入所と同様に、保育を必要とする事由があり、医療的ケアを行う必要のあるお子さまのいるご家庭で、本事業にご協力いただける方を公募します。

※1) 主治医の指示に基づく日常生活を営むために必要な医療行為であって、治療を目的とするものではないもの。

### ● モデル事業実施保育所

札幌市白石区保育・子育て支援センター（通称：ちあふる・しろいし）

所在地：札幌市白石区南郷通1丁目南8

### ● 対象年齢

0歳～小学校に入学するまで

### ● 保育日

月曜日から金曜日まで（祝日除く）。

※上記以外の曜日については、保育標準時間以内で要相談

### ● 保育時間

午前9時00分から午後4時00分まで

※上記以外の時間については、保育標準時間以内で要相談

### ● 受け入れ人数

1名

※対象となるお子さまの年齢や必要とする医療的ケアの内容によっては、1名追加の受け入れが可能な場合があります。

## ■■■ 2 利用申込

### ● 募集時期

令和3年（2021年）9月6日（月）～ 9月30日（木）まで

### ● 申込窓口

お住まいの区の健康・子ども課子ども家庭福祉（担当）係に、通常の保育所入所に係る教育・保育給付認定手続きと併せて、以下の申請書類をご提出ください。様式は、区健康・子ども課又はさっぽろ子育て情報サイト（<http://kosodate.city.sapporo.jp/>）から入手できます。

(1) 医療的ケア実施申出書（様式1）

(2) 主治医意見書（様式2）

(3) お子様が身体障害者手帳、療育手帳を所持している場合は、その写し

### ■■■ 3 保育料等について

通常の保育所入所と同様の負担があります。また、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等については保護者に準備していただきます。

### ■■■ 4 利用申込から入所決定まで

#### 利用申込 【9月6日（月）～ 9月30日（木）】

・お住まいの区の健康・子ども課子ども家庭福祉（担当）係に、通常の保育所入所に係る教育・保育給付認定手続きと併せて、「医療的ケア実施申出書」、「主治医意見書」及び「お子様が身体障害者手帳、療育手帳等を所持している場合は、その写し」を提出してください。

#### 受入候補者の調整 【10月上旬】

・区健康・子ども課にご提出いただいた上記書類は、同課が作成した保育所等利用調整基準表と合わせて子ども未来局子育て支援部へ回送されます。その後、子ども未来局が保育所等利用調整基準表をもとに、必要に応じてヒアリングや書類選考を実施し、受け入れ体制についての検討を行います。その結果により、受入候補者の順位を決定の上、申込者全員に通知します。

#### 受入検討 【10月中】

・受入候補者の調整の結果第一順位となった方には、白石区保育・子育て支援センターにて一定期間（1～2日程度）、保護者同席で、保育を体験していただきます。この期間の医療的ケアについては保護者に実施していただきます。

・お子様の医療的ケアの内容、集団保育の可否、主治医意見書、観察保育の実施結果、保育を必要とする事由等を総合的に判断し、関係者等による検討会議でモデル事業の対象となるお子様を決定します。

・検討の結果、第一順位の受入候補者の受け入れが困難と判断された場合、次順位の受入候補者について、検討することとし、対象者が決定するまで同様に繰り返します。

#### 利用決定通知・医療的ケア実施内容の確認 【10月末まで】

・検討により受入が決定しましたら、利用決定通知と併せて「医療的ケア実施内容通知書」を保護者へお渡しします。

・通知書は主治医の意見書に基づき、実施する医療的ケアの内容や緊急時の対応について事前にお知らせするものです。内容について十分にご理解のうえ、入所の承諾をいただきます。

#### 入所決定（保護者・札幌市） 【11月上旬】

・白石区保育・子育て支援センターでの保育及び医療的ケア実施を開始します。ただし、実施する医療的ケアの内容等により、スケジュールが前後する場合があります。

## ■ ■ ■ 5 注意事項

---

お申込みにあたっては、あらかじめ以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

- (1) 医療的ケアが必要なお子様の実施保育所での受入は、お子様が集団保育可能な状態にあることが前提であり、以後の手續により集団保育が困難と判断される場合には、お預かりすることができません。また、必要に応じて、利用申込後にお子様の状況についてヒアリングを実施させていただくことがあります。
- (2) お子様が必要とする医療的ケアの内容によっては、実施保育所の受入ができない場合があります。
- (3) 実施保育所への入所後も、定期的にお子様を受診させ、適切な指示を受けるとともに、お子様の状態に変化等があったときには、必ず主治医の診断を受け、その結果を実施保育所の所長又は園長に報告していただく必要があります。
- (4) 主治医の指示により、お子様に対する医療的ケアの内容に変更又は追加があったときには、再度の手續が必要となる場合があります。
- (5) 複数の緊急連絡先を実施保育所に必ず登録するとともに、実施保育所から連絡があったときには、速やかに対応していただくようお願いいたします。
- (6) 看護師が不在のとき及びお子様の体調が良好でないときは、実施保育所での保育が困難になる場合があります。
- (7) 実施保育所の施設外で保育が行われる場合は、お子様に対し医療的ケアを実施できない場合があります。
- (8) その他、実施保育所長から要請等があった場合は、お子様に同伴し、又は要請等に速やかに対処できる場所で待機するなど、必要なご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課事務係

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

電話番号：011-211-2988      ファクス番号：011-231-6221

更新日：2021年9月2日